

地域活動支援センター

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】		

◆説明

雇用が困難な方に、作業の場等を提供するとともに、就労に向けての訓練などを行います。

◆手続（申請）先

通所を希望する施設に直接相談してください。（資料編の市内の障害者福祉施設の項を参照してください。）

◆手続に必要なもの

施設にお問い合わせください。

◆関連する項目

補装具の交付・修理

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	身体障害者更生相談所長が必要と認めた者。児童(18歳未満)の場合は、指定自立支援医療機関での意見書により判定
【留意事項】原則、費用の1割負担となります。(負担上限あり)		

◆説明

身体機能を補完又は代替する用具で、障がいごとに以下の補装具があります。

障がい種別	補装具種目
視覚	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚	補聴器
肢体	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置(18歳未満の人：座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具)

耐用年数が経過するまでは、原則として同一補装具の再交付はできません。

<負担上限額>

◆生活保護世帯 負担上限額：0円

◆低所得1 負担上限額：0円

* 市民税非課税世帯であって、支給決定に係る障がい者又は障がい児の保護者の収入が80万円以下の者

◆低所得2 負担上限額：0円

* 低所得1以外の市民税非課税世帯に属する者

◆一般世帯 負担上限額：37,200円

* 同一月に補装具と日常生活用具の給付を受けた場合で、自己負担額の合計が負担上限額を超えた時には、超えた分について、申請により還付されることがあります。

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

* 介護保険の対象となる人で、介護保険で同様の交付(貸与)が利用できる場合は、そちらを優先してご利用いただくことになります。

介護保険に関するお問い合わせは、

市役所1階 健康生活室 長寿・介護保険課 Tel 740-1147 まで。

◆手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳、市民税額や収入についての証明書、医師意見書、認め印

◆関連する項目

- ・日常生活用具の給付・貸与

日常生活用具の給付・貸与

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	視覚障害 1～6 級 聴覚障害 2・3・4・6 級 平衡機能障害 3・5 級 音声又は言語障害 3・4 級 肢体不自由 上肢 1・2 級 下肢 1～6 級 体幹 1～3 級 内部機能障害 1～4 級等	日常生活用具は、種目(機器)ごとに給付(貸与)できる障がいの種類・程度等が詳細に規定されています。 詳しくは資料編を参照してください。 ご不明の点がありましたら、市福祉推進室障害福祉課までおたずねください。 Tel 740-1178
知的障がい	A	
【留意事項】 原則、費用の1割負担となります。(補装具と同様の負担上限額あり)		

◆説明

原則として重度の障がいを有する人の日常生活の手助けをする機器の給付又は貸与を行うものです。機器ごとに給付(貸与)できる障がいの種類、程度、その他の条件が詳細に規定されています。詳しくは資料編を参照してください。

なお、用具の修理等のメンテナンスは個人の負担となります。また、耐用年数が経過するまでは、原則として同一用具の再交付はできません。

*同一月に補装具と日常生活用具の給付を受けた場合で、自己負担額の合計が負担上限額を超えた時には、超えた分について、申請により還付されることがあります。

◆手続(申請)先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

*介護保険の対象となる人で、介護保険で同様の交付(貸与)が利用できる場合は、そちらを優先してご利用いただくことになります。

介護保険に関するお問い合わせは、

市役所1階 健康生活室 長寿・介護保険課 Tel 740-1174 まで。

◆手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・市民税額や収入についての証明書
- ・医師意見書
- ・認め印

◆関連する項目

補装具の交付・修理

手話奉仕員・要約筆記者派遣

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	聴覚障害 2・3・4・6 級 音声又は言語障害 3・4 級	外出に際して適当な付添人が得られない人

【留意事項】
手話奉仕員の派遣を希望する人は手話によって円滑な意思の疎通が図れる人。要約筆記者の派遣を希望する人は、手話や口話を解せない人

◆説明

聴覚障がい者や音声又は言語障がい者が外出時に適当な付添人がいないため、円滑な意思の疎通が得られない場合に、手話奉仕員や要約筆記者を派遣します。

◆手続（申請）先

市役所 1 階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178
事前登録が必要となります。

◆手続に必要なもの

事前登録に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・認め印

◆関連する項目

緊急一時保護事業

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
【留意事項】 原則として重度の障がい者が対象となります。自己負担があります。		

◆説明

保護者又は家族が冠婚葬祭等の理由により、介護できなくなったときなどに、障がい児(者)を一時的に保護します。

保護日時は、月～金曜の午前10時～午後8時までの間です。

この事業は、市障害福祉課で事前登録していただいた後、ひまわり荘（川西市小戸3-12-10）及びハピネス川西デイサービス（川西市加茂3-13-26）で実施します。

利用に当たっては、以下の自己負担額が必要となります。

4時間以内 → 500円

4時間を超えると → 1,000円

*午後5時30分から午後8時までの間に利用するときは、上記の利用料に500円を加算します。

*生活保護を受けている世帯は無料となります。

◆手続（申請）先

事前登録、利用申し込みともに

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel. 740-1178 へ申請してください。

◆手続に必要なもの

事前登録に必要なもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・認め印

◆関連する項目

- ・支援費制度 短期入所事業

駐車禁止区域の緩和

◆対象となる人

障がいの種類	等級
身体障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚、下肢、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の1～4級 ・体幹、肝臓機能障害1～3級 ・ぼうこう、直腸の機能障害1級及び3級 ・心臓、じん臓、呼吸器、小腸機能障害1級・3級及び4級 ・聴覚障害の2級及び3級 ・平衡機能障害3級 ・上肢機能障害1級及び2級（2級にあつては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠く障害に限る） ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害・上肢機能障害1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）、移動機能障害1～4級
知的障がい	A
精神障がい	1級
【留意事項】	

◆説明

対象となる障がい者が現に使用中の車両で、県公安委員会が指定する駐車禁止区域に必要最小限の駐車を認め、生活の利便を図るため「駐車禁止除外指定車ステッカー」の交付をしています。

◆手続（申請）先

川西警察署
 〒666-0003
 川西市丸の内町1-1 Tel 755-0110

◆手続に必要なもの

- ・駐車禁止除外指定車標章交付申請書（所定の様式が警察署にあります）
- ・障害者手帳のコピー
- ・障がい者の住民票（6ヶ月以内に発行されたもの）
- ・認め印（スタンプ式ネーム印は不可）

◆関連する項目

4 サービスの提供

配食サービス 理容サービス 寝具の洗濯・乾燥サービス

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	
知的障がい	A	

【留意事項】原則として重度の心身障がい者が対象となります。実費が必要となる場合があります。詳細については以下の説明欄を参照してください。

◆説明

<配食サービス>

重度障がい者や一人暮らしの65歳以上の高齢者などで、調理に支障がある家庭に昼食を配達します。

対象 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定の人のみの世帯
*いずれの場合も日中、家族が留守の場合は、その家族は世帯員として考えなくても結構です。

実施日 月～金曜日

費用 1食当たり500円

<理容サービス>

外出が困難な重度障がい児(者)や家庭で寝たきり状態にある65歳以上の高齢者を訪問し、理容(散髪)サービスを行います。

対象 身体障害者手帳1・2級の所持者で外出困難な人
療育手帳A判定の所持者で外出困難な知的障がい児

実施月 5・8・11・2月

<寝具の洗濯・乾燥サービス>

外出が困難な身体障がい者や家庭で寝たきり状態にある65歳以上の高齢者を対象に、寝具の洗濯・乾燥サービスを行います。

対象 寝たきり状態又はそれと同程度の身体障害者手帳所持者
年2回実施(5・11月頃の市広報紙でお知らせします。)

◆手続(申請)先

市役所1階 健康生活室 長寿・介護保険課 Tel 740-1174

配食サービスは地域包括支援センター・在宅介護支援センター(連絡先はP21をご覧ください)

◆手続に必要なもの

申請書、障害者手帳、印鑑等

◆関連する項目

緊急通報システム事業

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	ひとり暮らしの方
【留意事項】		

◆説明

自宅で急病になった場合など、緊急時に通報ができるよう、専用装置とペンダントを貸与します。

協力員2名が必要となります。

◆手続（申請）窓口

地域包括支援センター・在宅介護支援センター

- ・東谷地域包括支援センター【さぎそう園】（丸山台） TEL 790-4055
- ・川西南地域包括支援センター【ハピネス川西】（加茂） TEL 755-3315
- ・清和台地域包括支援センター【清和苑】（清和台東） TEL 799-6200
- ・明峰地域包括支援センター【湯々館】（西多田） TEL 793-2703
- ・多田地域包括支援センター（平野） TEL 792-1301
- ・ウエルハウス川西在宅介護支援センター（中央町） TEL 755-1041

詳しくは市役所1階 健康生活室 長寿・介護保険課 TEL 740-1174

◆手続に必要なもの

申請書、障害者手帳、印鑑等

◆関連する項目

点字・声の広報かわにしの発行

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	視覚障がい者
【留意事項】		

◆説明

市の広報誌「広報かわにし」をカセットテープに音声で録音した「声の広報」と、点字印刷した「点字版広報かわにし」を必要な人に郵送します。いずれも無料です。

◆手続（申請）先

市役所4階 企画財政部広報室 Tel 740-1104
電話連絡でも申請を受け付けています。

◆手続に必要なもの

◆関連する項目

郵便等による不在者投票

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～3級	<ul style="list-style-type: none"> ・両下肢等の障がい(両下肢・体幹・移動機能障害)で1・2級の人 ・内部機能障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)で1・3級の人 ・免疫・肝臓の障がいで1～3級の人
【留意事項】		

◆説明

<郵便等による不在者投票>

重度の身体障がいのある人が選挙の投票をする場合、これを郵便又は信書便による送致方法により行うことができます。投票に先立って「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会に申請する必要があります。

<郵便等による不在者投票における代理記載制度>

郵便等による不在者投票ができる方(「対象となる人」欄の条件を満たす方)で郵便等の方法で投票をしようとする者のうち、自ら投票の記載ができない人は、代理記載により投票ができます。以下の条件を満たす方を対象とし、あらかじめ選挙管理委員会への申請・届け出が必要となります。

*対象となる人

身体障害者手帳に上肢又は視覚の障がいの程度が1級であると記載されている人

◆手続(申請)先

市役所5階 選挙管理委員会(事務局) TEL 740-1251

◆手続に必要なもの

身体障害者手帳
申請書

◆関連する項目

公営住宅の入居申込

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～4級	左記の障がい等級の人がいる世帯については、各団地毎に設定する優先枠(募集戸数の4割、四捨五入)において、抽選の優先が行われます。 なお、優先入居できる訳ではありません。
知的障がい	A～B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】 申し込み資格を満たしている人は誰でも申し込みます。 申し込み資格など、詳しくは申込先にお問い合わせください。		

◆説明

<単身での申込>

次の(ア)～(ウ)に該当する人で、住民票等で単身であることが確認でき、一人で生活することが可能な人は、世帯人数2人以下の住宅に単身で応募できます。

- (ア) 身体障害者手帳1～4級の人
- (イ) 療育手帳A～B2判定の人
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳1～3級の人

<入居収入基準の緩和>

身体障がい者(1～4級)、知的障がい者(A～B2)、精神障がい者(1～3級)に該当している人がいる世帯に対して、入居資格収入基準が緩和されるほか、等級に関わらず、所得の算定に当たって障害者控除・特別障害者控除(所得税法に準ずる)が認められます。

<車いす対応住宅>

車いす常用者のいる世帯を対象に、一部の公営住宅に専用枠を設けています。

* 申込時期、障がい者優先枠の有無、内容等については、以下の手続き先にお問い合わせください。

◆手続(申請)先

<市営住宅>

市役所5階 まちづくり部住宅政策課 TEL 740-1200

◆手続に必要なもの

入居申込書

◆関連する項目

申込住宅によっては申込先が異なります。

<県営住宅>

兵庫県住宅供給公社阪神事務所 TEL 0798-63-4333
〒662-0841 西宮市両度町3-1-103 ラピタス31西宮 1階

スポーツ教室

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	障がい者テニス・グラウンドゴルフ
知的障がい	A・B1・B2	体操教室
【留意事項】		

◆説明

障がい者スポーツ教室を開催することにより、障がい者スポーツの振興と障がい者のスポーツへの積極的な参加を促し、障がい者の自立及び社会参加の促進を図ります。

<種目・対象者>

障がい者テニス・グラウンドゴルフ――身体障害者手帳の所持者

体操教室――療育手帳の所持者

◆手続（申請）先

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

◆手続に必要なもの

申請書

障害者手帳

◆関連する項目

障害者(児)歯科診療

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	一般の歯科医院では治療が困難な障がい者(児)	
知的障がい		
精神障がい		
【留意事項】		

◆説明

一般の歯科医院では、治療が困難な障がい者(児)の皆さんに歯科診療やブラッシング指導などの予防処置を行います。

診療日 毎週水・金曜日 午後1時～4時(予約制)
(祝日・年末年始は休診)

◆手続(申請)先

ふれあい歯科診療所

〒666-0017

川西市火打1-1-7 ふれあいプラザ1階

TEL 758-7388

◆手続に必要なもの

診療を希望される方は、電話で申し込んでください。

申込受付：月～土曜日の9：00～17：30

◆関連する項目

図書館のサービス

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
【留意事項】 サービスの種類によりご利用いただける障がいの種別に制限があります。詳しくは以下の説明を参照してください。		

◆説明

<図書の出借冊数・貸出期間>

1人15冊まで、4週間以内

<点字図書・録音図書の貸出・対面朗読サービス>

対象：視覚障がい者

内容：点字図書と録音図書の貸出を行います。1級から3級までの視覚障がい者へは郵送貸出もできます。

対面による本の朗読を行います。

<図書の郵送貸出>

対象：1級から3級までの外出が困難な身体障がい者

内容：郵送による図書の貸出を行います。

◆手続（申請）先

川西市立中央図書館

〒666-0033

川西市栄町25-1「アステ川西」内 TEL 755-2424

◆手続に必要なもの

身体障害者手帳

◆関連する項目

文化財団主催事業チケット割引

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】		

◆説明

文化財団がみつなかホールや文化会館などで主催する事業のチケットの料金を割引します。ただし、映画、セミナー等、対象とならない事業がありますので、以下のところにお問い合わせください。

◆手続（申請）先

みつなかホール（川西市小花2丁目7番2号） TEL 740-1117

文化会館（川西市丸の内町5番1号） TEL 758-9811

*みつなかホールは毎週月曜日と年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休館です。ただし、月曜日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）に当たるときは、その翌日が休館となります。

*文化会館は第2週月曜日と年末年始（12月29日～翌年1月3日）は休館です。ただし、月曜日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日）に当たるときは、その翌日が休館となります。

◆手続に必要なもの

障害者手帳

◆関連する項目

青い鳥郵便葉書の無償配布

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1・2級	
知的障がい	A	
【留意事項】		

◆説明

身体障がい者及び知的障がい者の福祉に対する理解と認識を深めるため、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒にくぼみ入り通常郵便葉書を入れて無償で配布します。
*受付期間が定められています。例年4月1日から5月31日までですが、詳細についてはお近くの郵便局で確認してください。
*くぼみ入り通常郵便葉書は、葉書の上下、表裏わかるように表側左下に半円形のくぼみが入っている郵便葉書で、全国の郵便局で販売しています。

◆手続（申請）先

川西郵便局
〒666-8799
川西市栄町13-18 Tel. 759-8303

◆手続に必要なもの

障害者手帳
申込書

◆関連する項目

メール110番・消防福祉ファックス

◆対象となる人

障がいの種類	受給資格者	支給要件
身体障がい	1～6級	聴覚障害・音声言語機能障害の人など
【留意事項】		

◆説明

* 県警メール110番

携帯電話のインターネット機能を利用して「県警メール110番」のホームページにアクセスすることにより、聴覚障がいのある人などの携帯電話と兵庫県警通信司令室をつなぎ、文章でやりとりをする緊急通報手段です。

インターネットのアドレス <http://hyogo110.jp>

インターネットの画面からこのアドレスにアクセスし、画面の指示に従って必要な事項を入力してください。GPS機能を活用したり画像を送信することもできます。

* 消防福祉ファックス

聴覚障がいのある方などのファックスや住所等をあらかじめ登録しておくことにより、救急や火事などの緊急連絡をそのファックスで送信した場合、消防署での自宅の確認や連絡等を支援する制度です。

◆手続（申請）先

* 県警メール110番

インターネットのアドレス <http://hyogo110.jp> にアクセスしてください。

* 消防福祉ファックス

市役所1階 福祉推進室 障害福祉課 Tel 740-1178

◆手続に必要なもの

* 消防福祉ファックス

障害者手帳

印鑑

ファックス番号のわかるもの

◆関連する項目

福祉用具の貸し出し

◆対象となる人

障がいの種類	等級	備考
身体障がい	1～6級	
知的障がい	A・B1・B2	
精神障がい	1～3級	
【留意事項】		

◆説明

介護などに必要な福祉用具の貸し出しをします。

<貸し出し用具>

車いす

歩行器

車いす対応軽自動車（スロープ付き軽自動車）

*利用料が必要となります。

◆手続（申請）先

社会福祉協議会

〒666-0017

川西市火打1-1-7 ふれあいプラザ3階

TEL 759-5200 FAX 759-5203

◆手続に必要なもの

印鑑など

◆関連する項目

障害者手帳の交付を受けていない方へも貸し出しを行っています。